

# 第13回鹿本地域医療構想調整会議 次 第

日 時： 令和6年(2024年)2月6日(火)  
19:00～

場 所： 鹿本総合庁舎3階大会議室

## I 開 会

## II 議 題

### 1 協議事項

- (1) 政策医療を担う中心的な医療機関の具体的対応方針の協議について  
・山鹿回生病院が担う役割について 【資料1】
- (2) 有床診療所の協議について 【資料2】
- (3) 非稼働病床を有する医療機関に係る協議について 【資料3】

### 2 報告事項

- (4) 第8次熊本県保健医療計画（鹿本保健医療圏）について 【資料4】
- (5) 外来医療機能に関する新規開業医師への意向確認の結果について  
【資料5】

### 3 その他

## III 閉 会

## 鹿本地域医療構想調整会議 委員名簿

任期: 令和7年(2025年)3月31日まで

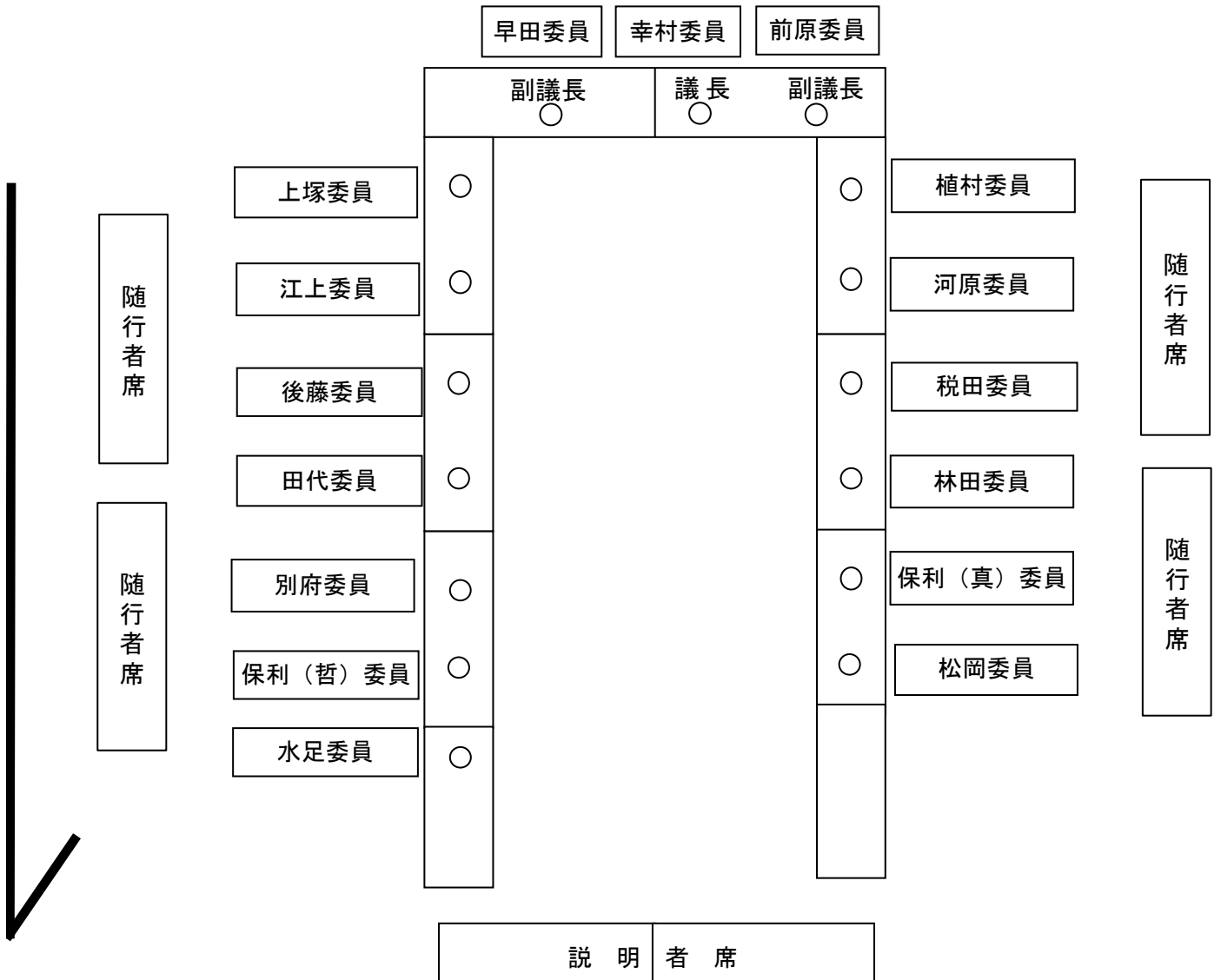
(五十音順・敬称略)

No.	氏名	所属・役職	備考
1	上塚 恭司	熊本県保険者協議会代表 (地方職員共済組合熊本県支部 事務長)	
2	植村 芳樹	公益社団法人 熊本県精神科協会代表 (山鹿回生病院 院長)	
3	江上 祥一	公益社団法人 熊本県薬剤師会 山鹿支部 支部長	
4	河原 正明	山鹿市歯科医師会 会長	
5	後藤 正隆	診療所代表 (後藤整形外科医院 院長)	
6	税田 葉子	公益社団法人熊本県看護協会鹿本支部 支部長 (保利病院 看護部長)	
7	田代 桂一	一般社団法人鹿本医師会 副会長 在宅医療を担う医療機関代表 (山鹿温泉リハビリテーション病院 理事長)	
8	林田 由美	熊本県山鹿保健所長	
9	早田 順一	山鹿市長	
10	別府 透	山鹿市病院事業管理者 (山鹿市民医療センター)	
11	保利 哲也	急性期機能を担う医療機関代表 (保利病院 理事長)	
12	保利 真理	一般社団法人熊本県老人保健施設協会代表 (介護老人保健施設 希望の園 施設長)	
13	前原 龍彦	一般社団法人鹿本医師会 理事 (地域医療構想担当)	
14	松岡 聖子	熊本県老人福祉施設協議会 副会長	
15	水足 秀一郎	回復期機能を担う医療機関代表 (山鹿中央病院 理事長)	
16	幸村 克典	一般社団法人 鹿本医師会 会長 (幸村医院 院長)	

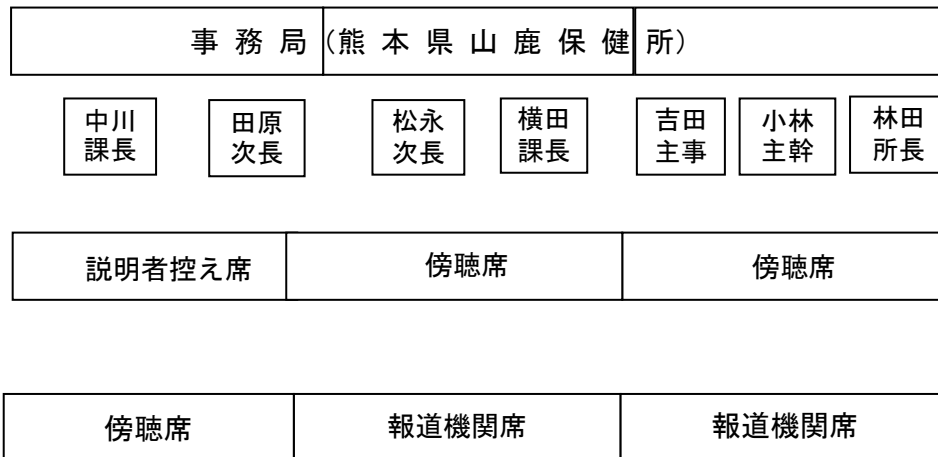
# 第13回 鹿本地域医療構想調整会議 配席図

日時：令和6年（2024年）2月6日（火）  
午後7時～

場所：鹿本総合庁舎 3階大会議室



入口



## 鹿本地域医療構想調整会議設置要綱

### (設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号の規定に基づき策定した熊本県地域医療構想（以下「地域医療構想」という。）の推進のため、同法第30条の14の規定に基づき、鹿本構想区域（以下「構想区域」という。）に鹿本地域医療構想調整会議（以下「鹿本地域調整会議」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 鹿本地域調整会議は、当該構想区域に係る地域医療構想の推進に必要な次の事項について協議する。

- (1) 構想区域内の一般病床及び療養病床を有する病院・診療所が担うべき病床機能に関する事項
- (2) 病床機能報告制度等による現状の共有に関する事項
- (3) 地域医療介護総合確保基金の県計画に関する事項
- (4) 地域医療介護総合確保基金を活用した具体的な事業に関する事項
- (5) その他の構想区域に係る地域医療構想の推進に必要な事項

### (組織)

第3条 鹿本地域調整会議の委員は、医療及び介護関係者、医療保険者その他の関係者等で構成する。

- 2 委員の任期は、承諾の日から承諾日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

### (議長及び副議長)

第4条 鹿本地域調整会議に議長及び副議長2人を置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。
- 3 議長は、鹿本地域調整会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

### (会議)

第5条 鹿本地域調整会議は、議長が招集する。

- 2 鹿本地域調整会議は、必要と認めるときは、関係機関等から意見を聴取することができる。

### (会議の報告)

第6条 議長は、必要と認めるときは、鹿本地域調整会議における意見をまとめて、熊本県地域医療構想調整会議等に報告する。

(庶務)

第7条 鹿本地域調整会議の庶務は、熊本県山鹿保健所総務福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、鹿本地域調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月14日から施行する。